

# 大阪府景観計画 届出のてびき

平成21年2月

大阪府住宅まちづくり部建築指導室

# 目 次

はじめに	1
景観計画とは	1
届出の対象行為	2
届出の対象規模	3
届出期限	3
届出の添付図書	4
景観形成方針・景観制限事項	5
行為変更届	5
氏名等の変更届	6
行為取りやめ届	6
行為完了届	6
手続きの流れ	7
適用除外	8
書類の提出部数	8
罰則	9
届出の窓口	9
届出書記入要領	13

## はじめに

大阪府では、「美しい世界都市大阪」の実現に向けて、府民や事業者の皆さんとともに、魅力ある景観づくりを進めるために、平成10年10月に制定した大阪府景観条例に基づき、届出制度を実施してまいりましたが、平成16年6月に公布された景観法を有効に活用することとし、平成20年3月に大阪府景観条例を改正し、平成20年10月1日から新たに景観計画に基づく届出制度を運用することとしました。

大阪府景観計画に位置付けた景観計画区域内で、大規模な建築行為などを行う際には、届出が必要になります。

ここでは、この届出制度について説明します。

## 景観計画とは

景観法第8条の規定により、良好な景観形成を推進する区域において、区域の範囲、その区域内での景観形成の方針、建築行為等に対する制限に関する事項等を定めるもので、景観法第16条の規定により、届出が義務付けられます。

大阪府では、大阪府景観形成基本方針に基づき、府域の景観づくりの上で重要な区域について、大阪府景観審議会や関係市町村、関係住民の方々の意見をお聴きしながら、順次、景観計画を策定していきます。

それぞれの景観計画区域の範囲は、大阪府建築企画課または関係市町村の景観担当の窓口で確認してください。

### ■景観計画区域（平成21年2月現在：詳しくは、大阪府景観計画をご覧ください。）

- ①大阪中央環状線等沿道区域
- ②国道26号（第二阪和国道）沿道区域
- ③大阪外環状線（国道170号）沿道区域
- ④国道171号沿道区域
- ⑤第二京阪道路沿道区域
- ⑥淀川等沿岸区域
- ⑦生駒山系区域

### ■景観行政団体である市町の区域は、大阪府景観計画には含まれません。

（平成21年2月現在：大阪市・堺市・高槻市・東大阪市・箕面市・豊中市・太子町・吹田市・岸和田市）

### ■市町が定める独自の景観条例に基づく届出が必要な区域では、大阪府の届出ではなく、当該市町の条例に基づく届出を行って下さい。

（平成21年2月現在：交野市・泉佐野市）

### ■吹田市・高槻市・東大阪市の区域に大阪府景観計画の区域はございませんが、従前の条例により届出を必要としていた、大阪中央環状線沿道、国道171号沿道、大阪外環状線（国道170号）沿道、淀川沿岸の区域については、当該市が独自の景観計画を運用するまでは、届出が必要です。（吹田市・高槻市については、それぞれの市役所が、東大阪市については、大阪府が窓口です。）

## 届出の対象行為

景観計画区域内で一定規模を超える建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとするときは、建築主の方は、事前に景観計画区域行為届出書(様式第1号)を提出して下さい。この届出に基づき、設計の内容を別に定めている景観制限事項に適合して頂くよう協議を行います。

## 届出の対象となる行為

### ■建築物の場合

- ◆新築 …更地に建築物を造ることで、増築、改築及び移転のいずれにも該当しないもの
- ◆増築 …一つの敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(既存建築物のある敷地内に用途上不可分の別棟を建てる場合を含む)
- ◆改築 …建築物の全部または一部を除却または滅失した後にこれと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること
- ◆移転 …同一の敷地内で建築物を移動すること
- ◆外観の過半を変更することとなる修繕
  - …外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について修繕を行うこと
  - 「修繕」とは、既存の建築物の部分に対して概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事
- ◆外観の過半を変更することとなる模様替
  - …外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について模様替を行うこと
  - 「模様替」とは、概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような既存の建築物の部分に対する工事
- ◆外観の過半の色彩の変更
  - …外壁や屋根などの色彩を過半にわたり変更すること

### ■工作物の場合

建築物の場合の上記の態様に相当する行為をいいます。

## 建築物とは

建築基準法第2条第1号に定義するものをいいます。

## 工作物とは

条例では、次のものを工作物と定義しています。

### ◆煙突

独立のものが工作物に該当します。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

### ◆鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など

電線路、電話線路などの架空電線路用の柱、電力会社などの電気事業者が保安通信設備として使用するもの、旗ざおは含みません。

### ◆装飾塔、記念塔など

広告塔や広告板は含みません。これらは別途、屋外広告物条例に基づく手続が必要となる場合があります。

### ◆高架水槽、サイロ、物見塔など

独立のものが工作物に該当します。サイロには、飼料、肥料、穀物、セメントなどの貯蔵施設が該当します。

◆擁壁、垣、さくなど

単独で設置される門、塀もこれに含まれますが、建築物に附属するものは建築物にあたりません。

◆コースター、観覧車などの遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定している遊戯施設と同一のものが該当します。

◆コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント

これらに附属する施設で土地に定着するものも含まれます。

◆自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置などが該当します。

◆石油、ガスなどを貯蔵する工作物

上記のサイロに該当する貯蔵施設以外の石油やガスの貯蔵施設が該当します。

◆汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

「その他の処理施設」には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理施設と1日の処理能力が5 t以上のごみ処理施設が該当します。

**届出の対象規模**

景観計画区域において行為の届出が必要となる建築物又は工作物の規模は、次の表のとおりです。

対象物件		届出対象規模
建築物		高さ20mまたは 建築面積2,000㎡を超えるもの
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など</li> <li>・装飾塔、記念塔など</li> <li>・高架水槽、サイロ、物見塔など</li> </ul>	高さ20mを超えるもの (工作物が建築物と一体となって設置される場合は地盤面から工作物の上端までの高さ)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、垣、さくなど</li> <li>・コースター、観覧車などの遊戯施設</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント</li> <li>・自動車車庫の用途に供する工作物</li> <li>・石油、ガスなどを貯蔵する工作物</li> <li>・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物</li> </ul>	高さ20mまたは 築造面積2,000㎡を超えるもの

**届出期限**

景観法の規定により、景観計画区域における上記行為については、届出後、30日を経過しないとその行為に着手することができません。よって、着工予定日の30日前には届出して下さい。

計画が進んだ段階になると、変更が難しくなることがありますので、着工の30日前に関わらず、建築確認申請前のできるだけ早い時期に届出をお願いします。

手続の流れは、7ページを参照してください。

## 届出の添付図書

景観計画区域における行為の届出に添付が必要な図書は、次の表のとおりです。

以下のものに加えて、完成後のイメージパースがある場合は、参考として添付してください。

図書等の種類	明示すべき事項	添付の要否	
		建築物	工作物
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路</li> <li>・ 目標となる地物</li> <li>・ 特定行為の場所</li> </ul>	○	○
配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 方位</li> <li>・ 敷地の境界線</li> <li>・ 敷地内における建築物等の位置</li> <li>・ 届出に係る建築物等と他の建築物等との別</li> <li>・ 植栽する樹木の位置、種類、規格(高さ・枝張り)及び数量</li> <li>・ 植栽する芝生の位置</li> <li>・ 緑地面積及び敷地に対する緑地面積の割合</li> <li>・ 門や塀などの附属する施設の位置及び材料の種別</li> <li>・ 敷地に接する道路の位置及び幅員</li> </ul>	○	○
一階及び基準階の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 方位</li> <li>・ 主要部分の寸法</li> <li>・ 開口部の位置</li> </ul>	○	
屋根伏図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 方位</li> <li>・ 主要部分の寸法</li> <li>・ 開口部の位置</li> <li>・ 建築設備の位置</li> </ul> <p>〈建築設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備</li> <li>・ 煙突</li> <li>・ 昇降機</li> <li>・ 避雷針</li> </ul>	○	
四面以上の立面図 (着色が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 外観上主要な部分の材料の種別及び色彩 (修正マンセル表色系に基づいて表示して下さい)</li> <li>・ 基準を超えるサブカラー・アクセントカラーの使用面積・見付面積割合</li> <li>・ 開口部、軒、建築設備及び物干金物等の位置及び形状</li> </ul>	○	○
主要断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 屋根の形状</li> </ul>	○	
カラー写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その他の現況</li> </ul>	○	○
写真撮影の位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真を撮影した位置及び方向</li> </ul>	○	○

注)

- ・ 各図面の縮尺は特に問いません。基本的には、建築確認申請に添付予定のものでけっこうです。
- ・ 基準階の平面図は、開口部やバルコニーの位置など、建築物の外観に関わる事項が大きく異なる階ごとのものを添付してください。
- ・ 敷地の外のどこからも見ることができない壁面がある場合は、その壁面の立面図を添付する必要はありません。
- ・ 写真を撮影した位置及び方向を付近見取図または配置図に示した場合は、写真撮影の位置図を添付する必要はありません。
- ・ 別途“緑化(植栽)計画図”を作成されている場合は、添付してください。
- ・ 壁面緑化や屋上緑化、或いは花壇設置等を行われる場合は、当該計画内容がわかる参考図面等を添付してください。
- ・ 緑地面積については、敷地内において樹木や芝生等により緑化されている面積を示します。

## 景観形成方針

景観形成地域では、地域の景観形成の目標や基本方針などを示す景観形成方針を策定しています。特定行為の計画にあたっては、その趣旨を十分踏まえて設計を行ってください。

景観形成方針の内容は、計画のできるだけ早い段階で府及び市町村の窓口で確認していただき、設計に反映させてください。

## 景観制限事項

景観指導基準は、景観計画区域において行う届出の対象となる行為の設計にあたって、良好な景観づくりを阻害する要因を排除するために、配慮すべき事項を示しています。この事項に基づく指導に従っていただけない場合は、勧告・公表・変更命令を行うことがあります。

景観形成方針と同様に、景観制限事項の内容は、計画のできるだけ早い段階で府及び市町村の窓口で確認していただき、設計に反映させてください。

## 行為変更届

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、その行為の設計又は施行方法の内容を変更しようとするときは、建築主の方は、事前に景観計画区域行為変更届出書(様式第2号)を提出して下さい。この届出に基づき、変更部分の内容を景観制限事項に適合させるよう協議を行います。

### ■添付図書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出の際に添付すべき図書(●ページ参照)のうち、設計又は施行方法の内容の変更に伴い、その内容が変更されることになる図書を添付しなければなりません。

### ■届出期限

行為変更届は、変更部分の行為に着手する日の30日前までにしなければなりません。変更部分の景観制限事項への適合について審査しますので、できるだけ早い時期に届出をお願いします。

### ■行為変更届を要しない変更

行為の設計又は施行方法の内容の変更であっても、次のような変更については、行為変更届をする必要はありません。

#### ◆軽微な変更

- ・景観制限事項に基づく指導に該当しないような変更

①建築物等の配置、規模及び形態、②建築物等の外観の色彩及び素材、③植栽する樹木の位置及び種類以外の変更をいいます。

- ・敷地の外から見るできない変更

外観の影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見るできない変更をいいます。

#### ◆知事の指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観制限事項に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合をいいます。

## 氏名等の変更届

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、次の事項に変更があったときは、氏名等変更届出書（様式第3号）を提出して下さい。

この場合は、行為変更届の場合と異なり、事後の届出となります。

### ■氏名等の変更届の対象となる変更

- ◆氏名または法人の名称の変更
- ◆住所の変更
- ◆法人の代表者の変更
- ◆行為に着手する予定の日の変更
- ◆行為の完了する予定の日の変更

## 行為取りやめ届

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、その行為を取りやめたときは、行為取りやめ届出書（様式第4号）を提出して下さい。

## 行為完了届

景観法第16条第1項の規定により届出をした行為を完了したときは、下記の図書を添えて、景観計画区域行為完了届出書（様式第5号）を提出して下さい。

### ■添付図書

#### ◆行為が完了した後の建築物等の外観を示す写真

できる限り建築物等の各壁面について、形態や意匠、色彩などのわかる写真を添付して下さい。また、ダクト類や屋外階段などの外壁附属物、建築設備や高架水槽などの屋上附属物など、景観制限事項に係る設備等がある場合は、それらの状況のわかる写真を添付して下さい。

#### ◆行為が完了した後の敷地内の状況を示す写真

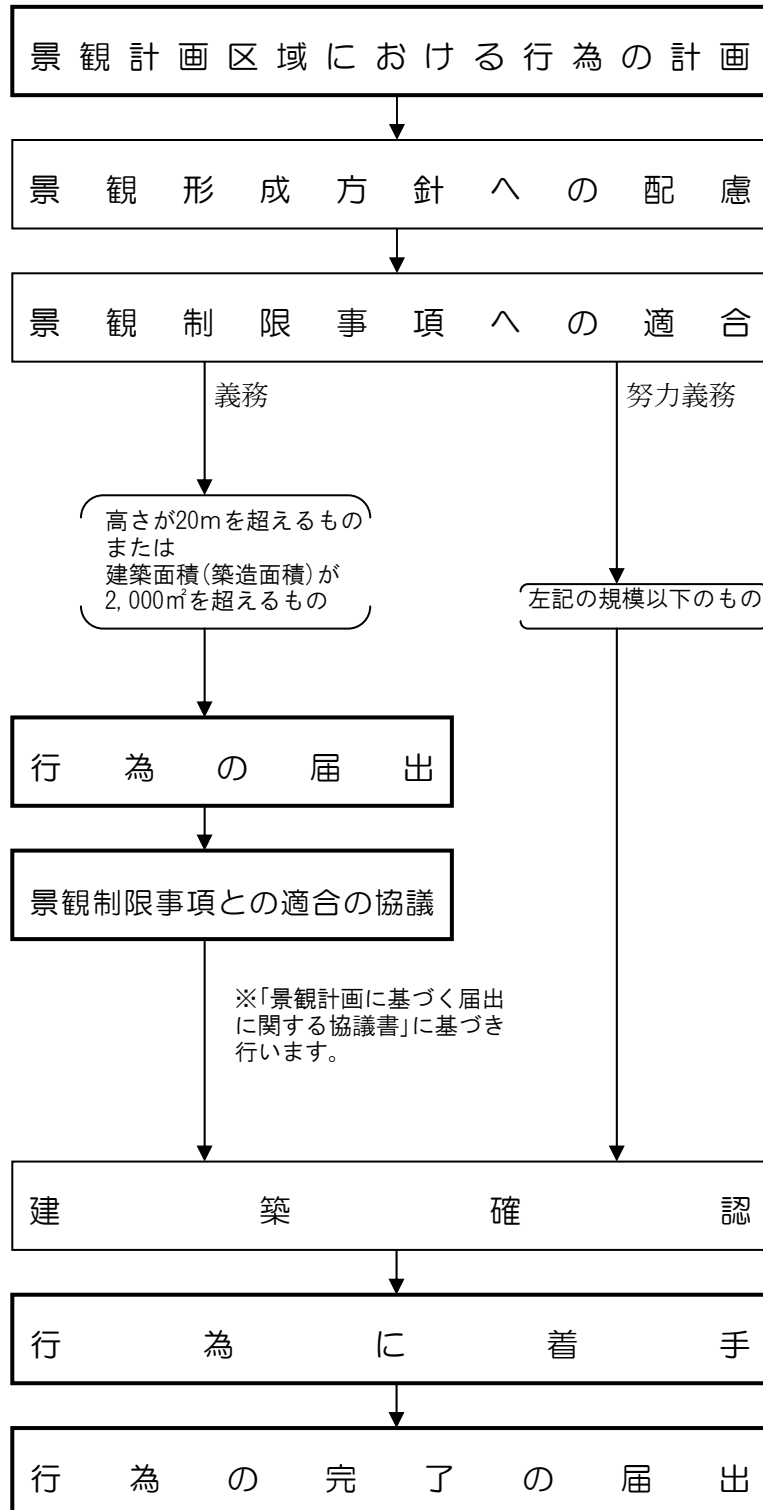
駐車場、駐輪場、ごみ置場などの屋外附属物、門や塀、植栽（特に道路に面する部分）など、外構施設の状況がわかる写真を添付して下さい。

#### ◆上記の写真を撮影した位置及び方向を示す図面

写真を撮影した位置及び方向は、付近見取図や配置図などに示して下さい。



手続きの流れ



※建築確認申請書類に「行為届出書」及び「景観計画に基づく届出に関する協議(済)書」の写しを添付いただきます。

## 適用除外

景観計画区域内で行う行為であっても、次の行為については、上記の届出をする必要はありません。

- ◆災害のために必要な応急措置として行う行為  
建築基準法第85条第2項の災害があった場合の応急仮設建築物が該当します。
- ◆他の法律・条例に基づく制度により目的が達せられると認められる行為
  - ・建築基準法第85条第4項の規定による仮設建築物の許可を受けて行う行為（仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等）
  - ・文化財保護法に基づく重要文化財、重要有形民族文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為及び伝統的建造物群保存地区に関する市町村の条例の規定による許可等を受けて行う行為
  - ・都市公園法に基づく都市公園の区域内で行う行為
  - ・自然公園法に基づく国定公園の区域内で行う行為
  - ・都市緑地法に基づく緑地保全地区の区域内で行う行為
  - ・大阪府文化財保護条例に基づく府指定有形文化財、府指定有形民族文化財、府指定史跡名勝天然記念物について行う行為
  - ・風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく風致地区の区域内で行う行為
  - ・大阪府自然環境保全条例に基づく大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域の区域内で行う行為
  - ・大阪府自然海浜保全地区条例に基づく自然海浜保全地区の区域内で行う行為
- ◆新たに景観計画区域になった区域において既に着手している行為
- ◆新たに景観計画区域になった日から30日以内に着手する行為
- ◆建築基準法第85条第2項の仮設建築物に係る行為  
工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場など。
- ◆一時的に使用するための工作物に係る行為
- ◆地下または水面下で行う行為  
一つの行為が地上と地下にわたる場合、水面の上下にわたる場合は、対象となります
- ◆法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ◆敷地の外から見るできない行為  
中庭部分の壁面の色彩の変更や広大な敷地内の建築などで、敷地の外から見るできない場合などが該当します。

## 書類の提出部数

上記のすべての届書及び添付図書は、2部（正1部・副1部）提出してください。

提出いただいた書類は、窓口で受け付けた後に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

## 罰 則

景観計画区域において行為しようとする場合の届出、行為の変更の届出及び行為の完了の届出をしない場合、又は、虚偽の届出をした場合、変更命令に従わない場合には、景観法又は大阪府景観条例に基づき罰則が科せられることがあります。

## 届出の窓口

上記の届出は、基本的には、大阪府建築指導室建築企画課において受け付けます。  
ただし、以下の場合は、行為をしようとする市の景観担当が窓口となります。  
次ページの一覧表も参照してください。

### ■市が届出の窓口の場合

#### ◆景観法に基づく景観計画又は景観づくりに関する条例を制定している市

市町の景観計画又は条例により届出が必要な場合は、大阪府の景観計画の区域には含めていませんので、府の届出制度は適用されません。

この場合、市の景観計画又は条例で定める届出などの手続を進めてください。

平成21年2月現在、景観計画又は条例を制定し、市域全域において大規模建築物等の届出が必要な市は次の7市です。

#### ○景観法に基づく景観計画

・大阪市 ・箕面市

#### ○景観づくりに関する条例

・堺市 ・岸和田市 ・豊中市 ・泉佐野市 ・交野市

※池田市において条例を制定しておりますが、一部地域に限った適用となります。

※吹田市・高槻市・太子町については、景観行政団体であり、景観計画を策定していますが、平成21年2月現在、未施行の状態です。施行日にご注意下さい。

#### ◆景観づくりに関する要綱を制定している市

府の条例と市の要綱に基づく事務を市で行います。

平成21年2月現在、次の6市が該当します。

・吹田市 ・高槻市 ・枚方市 ・茨木市 ・寝屋川市 ・摂津市

なお、八尾市・富田林市においても要綱を制定していますが、一部地域に限って適用されています。

※吹田市・高槻市は景観行政団体であり、大阪府の景観計画区域はありませんが、経過措置として、旧条例に基づく景観形成地域の届出が必要です。

#### ◆建築基準法に基づく特定行政庁（建築確認を行っている市）

届出は、建築確認とも関連するため、府条例に基づく事務を市で行います。

平成21年2月現在、次の3市が該当します。

・八尾市 ・守口市 ・池田市

以下の市については、それぞれの担当課(室)まで届出して下さい。

自治体	担当部課	住所	電話(代表)
<b>■大阪中央環状線等景観形成地域</b>			
池田市	都市整備部 まちづくり課	池田市城南1丁目1番1号	072-752-1111
茨木市	都市整備部 建築指導課	茨木市駅前3丁目8番13号	072-622-8121
摂津市	都市整備部 まちづくり支援課	摂津市三島1丁目1番1号	06-6383-1111
守口市	都市整備部 建築指導課	守口市京阪本通2丁目2番5号	06-6992-1221
八尾市	建築都市部 都市計画課	八尾市本町1丁目1番1号	0729-91-3881
<b>■大阪外環状線(国道170号)景観形成地域</b>			
枚方市	都市整備部 まちづくり推進課	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221
寝屋川市	まち政策部 まちづくり指導課	寝屋川市本町1番1号	072-824-1181
八尾市	建築都市部 都市計画課	八尾市本町1丁目1番1号	0729-91-3881
<b>■国道171号景観形成地域</b>			
池田市	都市整備部 まちづくり課	池田市城南1丁目1番1号	072-752-1111
茨木市	都市整備部 建築指導課	茨木市駅前3丁目8番13号	072-622-8121
<b>■淀川等景観形成地域</b>			
摂津市	都市整備部 まちづくり支援課	摂津市三島1丁目1番1号	06-6383-1111
守口市	都市整備部 建築指導課	守口市京阪本通2丁目2番5号	06-6992-1221
寝屋川市	まち政策部 まちづくり指導課	寝屋川市本町1番1号	072-824-1181
枚方市	都市整備部 まちづくり推進課	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221

なお、景観条例又は景観計画を定めている大阪市、箕面市、豊中市、堺市、岸和田市、太子町、交野市及び泉佐野市については、大阪府は景観計画を定めていませんが、各市町の景観条例又は景観計画に基づく届出が必要となります。大阪府とは届出対象となる建築物の規模等が異なる場合があります。詳しくは各市町の担当部課にお問い合わせください。

※ 景観行政団体であるが、景観計画が未施行である吹田市、高槻市、東大阪市については、経過措置として、旧条例に基づく景観形成地域の届出が必要です。

詳しくは、大阪府のホームページでご確認下さい。

吹田市 (中央環状線等景観形成地域・国道423号(新御堂筋)景観形成地域)

高槻市 (国道171号景観形成地域・淀川等景観形成地域・大阪外環状線(国道170号)景観形成地域)

東大阪市 (中央環状線等景観形成地域・大阪外環状線(国道170号)景観形成地域・国道308号景観形成地域)

大阪府景観計画・大阪府景観条例に関するお問い合わせ先

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 景観推進グループ

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

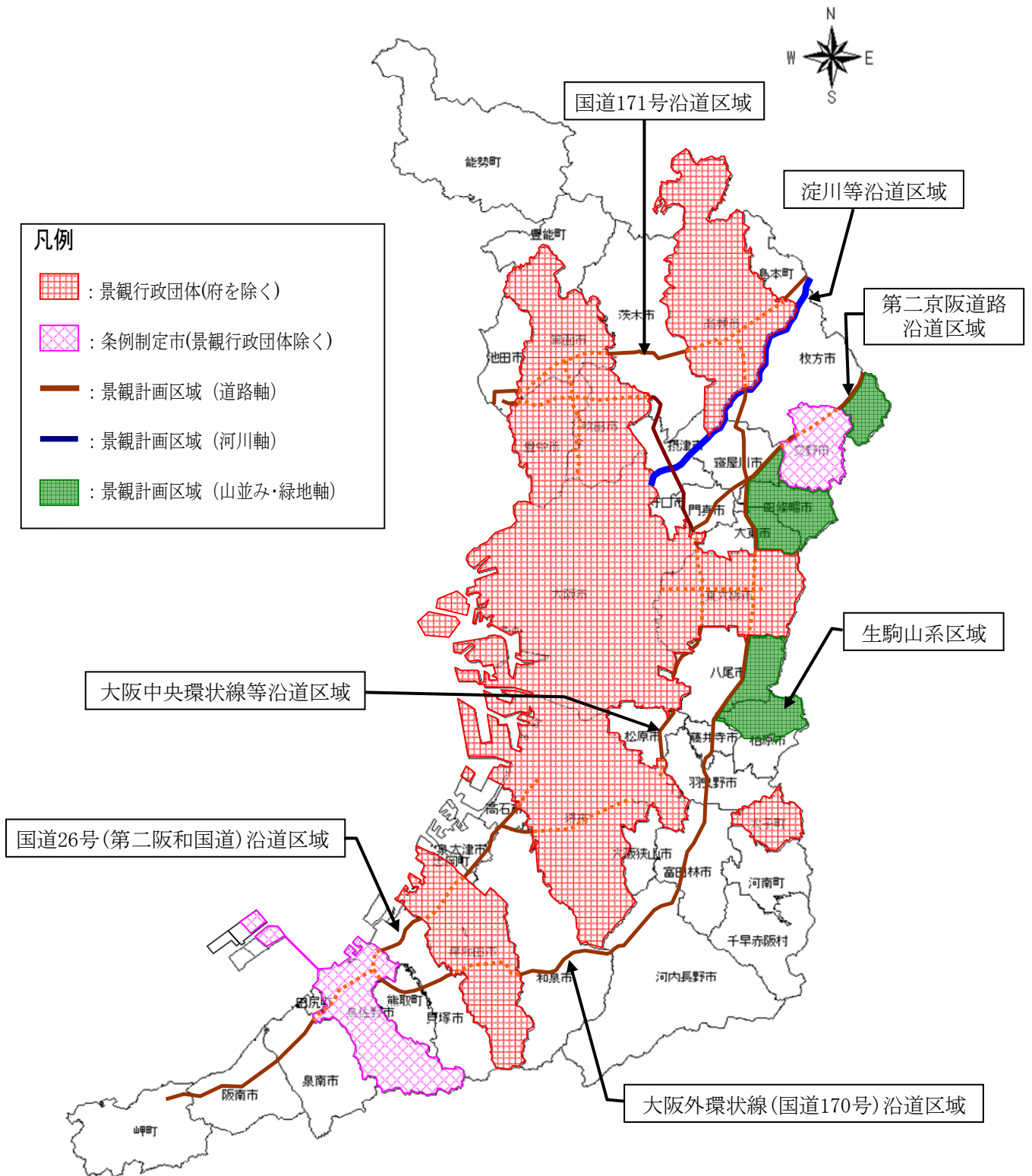
TEL 06-6941-0351 (内線3028)

ダイヤル 06-6944-9333

FAX 06-6941-1586

E-mail kenchikushido-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

# 景観計画区域の概要



# 景観計画区域行為届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所  
氏名 ① ④  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

景観計画区域において届出の対象となる行為をしたいので、景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域の名称		②					
行為の場所		③					
行為の着手予定年月日		④年 月 日	行為の完了予定年月日	⑤年 月 日			
建築物又は工作物の種類等		建築物(用途 ⑥ )・工作物(種類 ⑥ )					
行為の種別		⑦新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替・外観の過半の変更					
他の法令に基づく地域・地区等の指定		⑧					
設計又は施工方法	建築物			計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		敷地面積		⑨	m <sup>2</sup>		
		建築面積		⑩ m <sup>2</sup>	⑩ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ		⑩ m	⑩ m	m	
		外観の変更面積		⑪ m <sup>2</sup>	⑪ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		構造・階数		⑫			
		仕上げ材料	屋根	⑬			
	外壁		⑬				
	色彩	屋根	⑭				
		外壁	⑭				
	屋上に設置する建築設備		⑮				
	建築物			計画に係る部分	計画以外の部分	合 計	
		築造面積		⑯ m <sup>2</sup>	⑯ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		高さ		⑯ m	⑯ m	m	
外観の変更面積		⑰ m <sup>2</sup>	⑰ m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
構造		⑱					
仕上げ材料		⑲					
色彩		⑲					
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		⑳			m		
景観形成のために特に配慮した事項		㉑					
設計者	住所	㉒		※受付欄			
	氏名	㉒					
	電話番号	㉒					

備考 ※印の欄には、記入しないで下さい。

## 届出書記入要領

### ① 届出者

届出義務者は、建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主です。

### ② 景観計画区域の名称

届出に係る行為が行われる場所が含まれる景観計画区域の名称を記入してください。複数の景観計画区域に含まれる場合は、すべての名称を記入してください。

### ③ 行為の場所

届出に係る建築物又は工作物の所在地の住居表示または地名地番を記入してください。

### ④ 行為の着手予定年月日

届出に係る建築物又は工作物の着工予定年月日を記入してください。

### ⑤ 行為の完了予定年月日

届出に係る建築物又は工作物の竣工予定年月日を記入してください。

### ⑥ 建築物又は工作物の種類等

建築物の場合は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物の場合は、2ページの「工作物とは」を参考の上、煙突、装飾塔、高架水槽、擁壁など、規則第9条各号で列挙している種類を記入してください。

### ⑦ 行為の種別

2ページの「届出の対象となる行為」を参考の上、該当する事項を○で囲んでください。

### ⑧ 他の法令に基づく地域・地区等の指定

都市計画法に基づく用途地域、高度地区

### ⑨ 敷地面積

届出に係る建築物又は工作物が存する敷地の面積を記入してください。

### ⑩ 建築物の建築面積、高さ

届出に係る建築物の建築面積及び高さを「計画に係る部分」の欄に、届出に係る建築物以外の既存の建築物がある場合は、その建築面積及び高さを「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入してください。届出に係る建築物及び既存の建築物がそれぞれ複数ある場合はすべての建築物について記入し、それぞれの欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上添付してください。また、建築面積は、計画に係る部分と計画以外の部分の合計を記入してください。

なお、「建築面積」及び「高さ」は建築基準法施行令第2条に基づくものです。

### ⑪ 外観の変更面積

色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「計画に係る部分」の欄に、変更しない部分の面積を「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。

### ⑫ 構造・階数

「構造」については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。「階数」については、届出に係る建築物が複数ある場合はすべての建築物について記入してください。

### ⑬ 仕上げ材料

「屋根」については、日本瓦、波形スレート葺き等を記入して下さい。

「外壁」については、小口平タイル貼り、吹付タイル仕上げ、AEPS仕上げ等を記入して下さい。バルコニー等がある場合は、バルコニー外壁の仕上げ及び手すりの仕様(アルミ、型板ガラス、パンチング等)

について記入して下さい。

届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入して下さい(既存建築物を含む)。

⑭ 色彩

屋根及び外壁の基調色(ベースカラー)を、「淡い黄色」「深い黄赤色」など、できるだけ詳しく記入すると共に、修正マンセル表色系に基づく表示もして下さい。(日本工業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721に基づく三属性による表示、又は日本工業規格「物体色の色名」JISZ8102に基づく色名による表示を参照して下さい。

なお、詳細は立面図に着色し、それぞれ修正マンセル表色系に基づく表示をして下さい。

⑮ 屋上に設置する建築設備

電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針など、屋上に設置する建築設備がある場合は、すべて記入してください。

⑯ 工作物の築造面積、高さ

建築物の建築面積、高さに準じて「計画に係る部分」、「計画以外の部分」、「合計」の欄を記入してください。「高さ」は工作物単独の高さを記入してください。

⑰ 工作物を建築物に設置する場合の当該建築物の高さ

届出に係る工作物を建築物の屋上に設置する場合に、当該建築物の高さを記入してください。

⑱ 景観形成のために特に配慮した事項

届出に係る建築物等、外構施設などについて、景観形成のために特に配慮した事項、設計にあたってのコンセプトなどを記入してください。屋根及び外壁の色彩の選定理由については、必ず記入して下さい。この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

また、別紙「景観形成方針への配慮のチェックリスト」及び「景観制限事項とのチェックリスト」も記入し、添付して下さい。なお「景観制限事項とのチェックリスト」はA3版に拡大コピーの上、記入して下さい。

⑲ 設計者

設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。